

20 指標の評価方法変更の検討について（案）

1. 趣旨

ランク振分けに使用する 20 指標のうち、16 番目の指標である「1 就業者当たり年間製造品出荷額（4 人以上）（工業統計）」については、東京都の値が比較的小さく全国で 30 番目となっており、東京を 100 とした指数を作成すると、結果として山口県の指数が 232.2（山口県の総合指数 84.8 のうち、 $11.6 (232.2 \times 1/20)$ ）となる等、総合指数に対する当該指標の影響が非常に大きく出ているところである。

これを踏まえ、1 つの指標の影響が大きくなりすぎることを是正するため、指標の評価方法を一部変更することが考えられる。

なお、平成 16 年目安全協では当該指数の最大値は 145.5（山口県）であった（総合指数 81.5 のうち 7.3）。

2. 対応案

対応案		ポイント	留意点	総合指数の状況
1	従前どおり、すべての指数について、東京を 100 として作成する。	・従来どおり。	・⑩の影響が大きくなることにより、 (1) 一部の県の順位が大幅に上がることで、県勢が正しく表現されているか疑問。 (2) ランク移動が数多く見込まれる。	・三重県、山口県、岡山県、和歌山県、大分県等の順位が大幅に上昇する。
2	比較的指数が大きくなっている⑩についてのみ、最大値を取る山口県を 100 とする指数に変更する。	・ランク移動が見込まれる県が少ない。	・⑩のみ特別に算定することとなる。	・案 1 と比較して、山口県、岡山県、和歌山県、大分県の順位が大幅に下落する。
3	東京以外の府県が最大値を取る指数すべて（※1）について、最大値を取る府県を 100 とする指数に変更する。	・ランク移動が見込まれる県が少ない。 ・⑩のみではなく、各指数について統一的な対応となる。 ・特定の指数により、総合指数の値にぶれが生じる影響を一定程度に抑えられる。	・指数のばらつきがおさえられ、都道府県間の格差が縮まる。	・案 2 と比較して、東京以外の指数が 0.1 ～ 0.2 ポイント低下するものの、案 2 からの順位の変動はほぼ起こらない。（※2）

※ 1. ⑩以外に変更が発生するのは、③都道府県庁所在都市別 2 人以上世帯の 1 か月当たりの支出（富山、107.8）、⑤都道府県庁所在都市別標準生計費（埼玉、100.6）、⑪常用労働者 1 人 1 時間当たりきまって支給する現金給与における第 1・二十分位数（1 ～ 4 人）（大阪、106.8）の 3 つ。

※ 2. 群馬－山口、宮城－岐阜それぞれについて、小数点第 2 位以下での逆転が発生する。

